

水銀汚染防止計画の実施状況の点検結果について

令和4年1月21日

大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課 水銀対策推進室

水銀汚染防止計画

背景

○水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（水銀汚染防止計画）は、水銀汚染防止法第3条第1項の規定に基づき、**水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、**2017年10月に策定。

構成

第一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項（各種担保法）

- ・水銀の採掘
- ・水銀の輸出入
- ・水銀添加製品の製造、輸出入等
- ・製造工程における水銀等の使用
- ・水銀等を使用する方法による金の採取
- ・排出
- ・放出
- ・水銀廃棄物以外の水銀等の環境上適正な暫定的保管
- ・水銀廃棄物
- ・汚染された場所

第二 国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

第三 その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項（補足的措置）

- ・健康に関する側面
- ・情報の交換
- ・公衆のための情報、啓発及び教育
- ・研究、開発及び監視
- ・国際的な協力

水銀汚染防止計画の実施状況の点検

点検の実施

- 2021年8月以降、関係府省庁による実施状況の点検を行い、**12月、関係府省庁連絡会議において点検結果を確認。**
- 本部会への報告と並行して、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会(1月31日)にも報告予定。

点検結果の概要

- 条約に基づく措置**については、着実に実施。
(例 水銀添加製品の製造規制や水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理、大気への排出規制、水銀廃棄物の適正処理)
- 条約の義務に加え、「**条約の内容を上回る措置**」を実施。
(例 水銀・水銀化合物の輸出管理、水銀添加製品の製造等規制の深掘り・前倒し、条約対象外施設における水銀大気排出抑制に向けた自主的取組の推進、廃棄される水銀使用製品の適正回収)
- MOYAIイニシアティブに基づく国際協力**についても多面的に実施。

⇒本点検結果に基づき、条約第21条に基づく報告を作成し、条約事務局に提出。